

# 令和5年度古賀市子ども・子育て支援事業計画実施状況

資料 2

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (1)子どもの健やかな心の支援

子どもが心身ともに健やかに暮らすことができるよう、親子の居場所の提供及び相談体制を継続して実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
子どもの居場所づくり	1	青少年育成活動推進事業	(放課後子供教室事業) 放課後に児童が学校施設等で安全に遊ぶことができるよう、地域住民が中心となり各小学校区で放課後子供教室を実施する。また、活動充実のため、学童保育所との連携や指導員研修会の実施、未実施校区への働きかけ等を行う。	全小学校区で、地域住民によるボランティア団体への委託の形態で放課後子供教室を実施する体制が整い、子どもたちの放課後の居場所づくり、活動の場を提供することができた。
	2	児童館管理運営事業	(子どもの居場所提供事業) 0歳から18歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動を行う。	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、運営上の制限を撤廃したことや、コロナ禍で子どもたちの居場所として定着したこと等が要因となり、来館者数は前年度比約1.45倍と大きく伸びている。幅広い年齢層が利用することから、今後もそれぞれの年齢層に応じた事業や場の提供を行っていく必要がある。
心の相談支援	3	教育相談事業	(心の教室相談事業) 各小・中学校に心の教室相談員を一人ずつ配置することで、児童生徒が抱える様々な悩み、不安、ストレスなどの解消を図る。	心の教室相談員を全小・中学校に1名ずつ配置し、延べ3,966時間、実質人数2,770人の児童生徒に対応した。教師・保護者ではなく気軽に話せる相談員を配置することで、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを有する環境づくりを提供することができた。
児童生徒生活環境の改善	4	教育相談事業	(児童生徒生活環境改善事業～スクールソーシャルワーカー事業～) スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や暴力行為等の問題行動等を示す児童生徒が抱える問題(環境)への働きかけを行うことで、児童生徒にかかる負担の軽減を図る。	児童生徒の問題行動に学校だけで対応するのではなく、福祉の専門知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問、福祉・医療関係機関等との連携により、児童生徒の抱える家庭・友人関係・地域等の環境改善を図った。緊急を要する生徒の問題行動や小学校の不登校児童の増加等から、1名を追加配置し、教育支援センターや小学校でも相談支援体制を強化した。
乳幼児親子の交流 推進	5	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業～つどいの広場でんでんむし事業～) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士が一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	予約・時間制限等なしで利用が出来るようになり、利用者数が1.7倍に増加。乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施。子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。
	6	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニつどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実させる必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、おもちゃ講座、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。参加者数も新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、大幅に増加している。また、父親の事業への参加も増加しており、父親に対する子育て支援について検討していく必要もある。
	7	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児絵本との出会い促進事業～ブックスタート事業～) 4～5か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には赤ちゃん絵本を楽しみ体験を提供する。	身近な地域における親子の居場所を知ってもらえるきっかけづくりとして、児童センター及び図書館で実施した。乳児と保護者が絵本を介してゆっくり触れ合うひと時を持つきっかけ作り、育児における子育て不安や孤立感の軽減を図り、親子の愛着形成の支援を行った。図書館からはブックスタートの紹介や図書館事業の周知した。また市公式LINEによる参加予約を開始し、保護者の利便性向上に努めた。
	8	地域乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子交流事業～親子あそび事業～) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	事業の充実を目的に米多比児童館職員が中心となって共通プログラムを作成し、児童館・児童センターを巡回して実施した。青柳児童センターの開館準備に伴い全体の実施回数が減ったこともあり、乳幼児参加者数は699人と令和5年度(957人)から減少した。令和6年度からは、各児童センターで保育士資格を持つ職員を確保し、乳幼児事業を企画・運営できる体制を整える必要がある。

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (2) 子どもの健やかな身体の支援

保護者だけでなく子どもたちの健康管理の意識向上に努め、基本的な生活習慣を身に付けることで、将来の生活習慣病の予防に努めた。

子どもの健康状態や発達の状況を的確に把握し、子ども及び保護者の個に応じた支援を継続して実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
健康づくりの啓発	1	健健康づくり推進事業	(健康づくり啓発事業・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業) 健康チャレンジ10か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の4つの柱を軸として、食や運動に関する健康づくりや健康測定、健康講話等を通して、健康増進や生活習慣病の発症及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸をめざす。	新型コロナウイルス感染症流行以前のような小学校でのフェスタの機会を活用した子どもや子育て世代を対象とする健康測定や健康に関する情報提供はできなかった。学校と連携した取組は、小野小学校(全校生徒)と古賀西小学校(6年生)で骨密度測定や健康講話、情報提供などを行ない健康管理の意識向上に努めた。
食育の推進	2	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業・子どもクッキング事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し食育の取組が増え、食生活改善推進会と連携した、こどもクッキングや親子クッキング、男性の料理教室等を開催した。また、食生活改善推進会の自主活動として、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し押しレシビ」を配信した。その他にも、花見小学校でのみそづくり体験やスタンプアローン事業に参加する中学生を対象に調理実習、小中学校での減塩パネルの展示などを行い、食育の推進を図った。令和5年度より産学官の連携による「古賀式私の朝プロジェクト」が立ち上がり、朝食の摂取促進に向けた取組が始まった。今後も関係課や関係機関等と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
スポーツ活動の促進	3	スポーツ活動支援事業	(スポーツ活動支援事業) 指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップや団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。	ジュニアスポーツ指導者研修会、交流会を3回開催し、延べ58人の参加があった。研修会等に指導者の資質及びジュニアスポーツ環境の向上につながっているが、ジュニアの定期利用団体のうち、半数以上がこれまで研修会に参加していないため、直接保護者会に呼びかける等参加者を増やす仕組みづくりについて検討する。
小学生の健康管理	4	学校運営事業	(就学時健康診断事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を対象に就学時健康診断を行う。	就学時健診の実施場所を各小学校体育館からサンコスモ古賀へ変更したことにより、体育館のような大きな施設では入館することすらできなかった子どももいたが、令和5年度においては、入学予定の全児童に対して健診を行うことができた。発達等に関する相談について令和4年度までは就学時健診時に実施していたが、令和5年度からは各学校で保護者から申込があった場合に実施する方法に変更したため、保護者からの申込が無かった児童に対する学校の把握が難しかった。
子どもの発達支援	5	子ども発達支援事業	(子ども発達支援事業) 発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	令和2年度より継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。相談支援、グループ活動、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対して子どもの特性への理解について支援した。実利用者数は440人。令和5年度は、令和6年度以降の事業委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定し契約を行った。

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

さまざまな体験、学びの機会をつくり、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができるよう取り組んだ。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
キャリア教育	1	キャリア教育推進事業	(小学生キャリア教育) 小学校5年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を実施する。	学校段階でのキャリア教育を実践する手立てとして、総合的な学習の時間を有効に活用して接遇マナー研修を実施した。受講後の児童には、受け答えや返事の態度に変化が見られるなど成果があった。
職業体験学習	2	キャリア教育推進事業	(中学生職業体験学習事業) 中学2年生全員を対象に、市内事業所において職業体験を実施する。	令和5年度から中学1年生を対象に、各中学校に様々な職業人を招き、「職業観」や「働くことの意義」などについて語り合う「夢授業」を実施した。生徒は普段、接することのないような職業人と語り合うことで多様な職業に触れることができたが、幅広い職業人を集められるかが課題である。
青少年活動の推進	3	スタンドアローン支援事業	(子ども自立支援事業～スタンドアローン(一人で立つ)支援事業～) 経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。 これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	学習支援では参加した中学3年生全員が希望した高校へ進学でき、また社会体験学習支援では人権教室、健康教室、調理実習、未来を見据えたマナー講座、ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントを行うことができた。 支援が必要な生徒に寄り添えるよう、学校や関係機関との連携を更に強化して、参加を促すとともに、生徒の課題を把握し解消につなげていく必要がある。また、令和4年度から試行的に始めた軽食の提供を継続して行い、学習環境の充実に努めた。
人権教育・啓発	4	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・じんけん平和教室) 公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワークを中心に教室を開催する。	福岡市と長崎市の2つの都市で起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習と一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和の大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。台風の影響により長崎市のフィールドワークと事後学習は約2か月遅れになったが、中止することなく、実施することができた。 低学年から高学年まで同じ学習を行っていることもあり、学習への意識や理解度に差が見られることから、全ての参加者により積極的に取り組んでもらえるよう、年齢層に応じた事業の進め方を工夫する必要がある。
	5	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・多文化交流教室(ひだまりパスポート)) 公募した市内小学生を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描ききっかけとなるよう、さまざまな国から来た留学生(大学生)を講師に迎え、他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	各国の動画や写真で見る風景や街並み、言葉や遊びを通して、日本との違いに気づき、また一人ひとりの違いを理解することで、人権意識の向上につながった。人数が多かった低学年を2クラスに分けることで、きめ細かな指導につながった。しかし、まだ理解度に差があるので、年齢に応じた事業の進め方を工夫する必要がある。 講師との事前打ち合わせを密に行うことで、目的である人権意識の向上に向けた課題や問題点を講師と共有することができ、また職員が行うクロージングを充実させることができた。

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

さまざまな体験、学びの機会をつくり、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができるよう取り組んだ。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
読書活動の促進	6	読書活動促進事業	(視聴覚資料利用促進事業・子ども映画会事業) 子どもの豊かなこころや感性を育むとともに映画の楽しさを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	子ども映画会を実施(年4回(7/26・8/2[夏休み企画]、10/7[図書館Week企画]、3/27[春休み企画])) 図書館AV資料を上映することで、来館のきっかけとなり、関連する図書についても貸出や予約等が増加し、貸出促進が図られ、成果は大きいと評価する。今後は、上映作品の選考や開催時期、周知方法の工夫等により更なる参加者につなげていく。
	7	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・おはなし会事業) 乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。	年間を通しておはなし会(どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会)を関係団体と連携して実施した。 子どもたちの発達段階にあわせたおはなし会を定期的の実施することは、子どもの成長へ大きな影響を与えるものであり、今後もボランティアとの連携を図りながら、より多くの親子に参加してもらえるような企画を考えていく。
	8	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・セカンドブック事業) 0歳児対象のブックスタートに続く事業として、3歳児を対象に、セカンドブック(絵本)を配付し、家庭での読み聞かせを促す。	3歳児健康診断時にて479名に絵本を配付。これは配付率95%で、昨年度(97%)に引き続き高い水準を維持している。 3歳児健康診断時に絵本を配付するため、「セカンドブック」の目的や意義の周知が難しく、また配布した絵本の家庭での活用状況等が把握できていない。
	9	読書活動促進事業	(読書活動促進事業・小学1年生向け冊子配布事業) 市立図書館を利用するきっかけとなるよう、また、本に親しみ、楽しむことで、豊かな心や生きる力を育むことができるよう、市立図書館の利用を促す冊子を配布し子どもの読書活動の推進をしていく。	内容の見直し等で実施しなかった。 今後については事業内容見直し等を含め検討。
文化芸術の振興	10	文化芸術振興事業	(文化芸術人材育成事業・アートバス事業) 日ごろ本物の美術作品等にふれる機会のない子どもたちをバスに乗せ、美術館等に向き、アートにふれる機会を提供する。対話型鑑賞により事業に深みをもたせ、文化芸術の振興を担う人材育成の契機とする。	(文化力向上事業) これまでの未実施校を優先に実施でき、この3年間で、すべての市内小中学校に、この事業の趣旨・良さ等を実感して理解をいただけたと考える。また、特別編として、当課文化財係・九州歴史資料館の協力を得て【船原古墳講座】とのコラボを地元の学校と実施することが出来た。 (アート・バス事業) 参加見込みが厳しかった中学生の回では、中学校美術部(顧問)の協力もあり、満杯の参加者で充実した取組となった。市コーディネーターによる職業観に係る講話もあり、深みのある内容だった。 各者の負担が減らせるように時間構成を再考する。

## 基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

さまざまな体験、学びの機会をつくり、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができるよう取り組んだ。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
歴史文化の普及	11	文化財公開・活用事業	(自然史歴史教養向上事業・子ども自然史・歴史講座) 自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型子ども歴史講座を開催する。	コロナ禍を契機として、R4年度から参加しやすい単回の体験講座に組み直し実施している。アンケート結果より、講義や実技を通じて、「船原古墳」や郷土の歴史について興味を持ってもらうことができた。 また、年度末ではあったが、海の道むなかた館「春まつり」に声をかけていただき、【出張型】で船原古墳の講話と杏葉づくりを通じ、市外の子育てファミリーにも学ぶ機会を提供すると共に、当市のPRにもつながった。 今後は、さらに他課等との事業連携等、事業の広がりと深まりを意識し、より効果を高めたい。
	12	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業) 郷土史の学習や、歴史資料館展示室の見学(郷土古賀の歴史学習、遺跡・出土品などの埋蔵文化財の学習、農具や民具など暮らしの学習)などを行う。	校長会等で施設見学受入を案内して効果を上げている事業で、郷土読本「わたしたちのこが」を教科学習として活用している。 ・郷土読本を活用した教科学習 歴史資料館見学 8校 今後も、可能な範囲でニーズに対する柔軟な対応に努め、歴史文化の普及を図りたい。
	13	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・歴史資料館れきし体験パスポート) 歴史クイズや昔遊びなど遊びながら学べるよう、「れきし体験パスポート」を実施する。	前回の期間と「クイズ」内容を変えたり、「触ってみよう(遺物に触る体験)」を加えたりと、変化を続ける事で、リピーターにも飽きずに歴史に関心をもち続ける工夫を行い、歴史資料館の認知度の向上に繋がった。 ・夏休み 延べ参加者者 477人 ・冬休み 延べ参加者者 62人 ・春休み 延べ参加者数 114人 中高生以下への郷土学習の提供について、新たな手法の検討や、他事業との連携も含めて研究する必要がある。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産前産後の切れ目のない継続支援を実施した。

乳幼児健康診査により月齢・年齢に応じた応じた児童の発達状況を把握することで、個に応じた早期からの継続した支援を実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
妊娠期保健の推進	1	妊娠期支援事業	(妊娠期健康増進事業・妊婦教室・相談事業) 妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施し、必要に応じ医療機関等との情報共有を行いながら支援を実施するなど、妊産婦への支援を充実させた。今後も継続する必要がある。 中期すこやか教室は年間5回実施したが、参加者が少ないため周知に努める必要がある。後期すこやか教室は福岡女学院看護大学と連携し、年間4回実施した。
	2	妊娠期支援事業	(妊婦健康診査事業) 妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診を促す。	母子手帳交付時に妊婦健診の補助券を交付。 妊婦や胎児の健康の保持を図るため、補助券交付時に、個々に妊婦健康診査を受けていただくよう、勧奨している。
子育て家庭の支援	3	産前・産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業) おおむね生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師、助産師又は保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。	市内在住のすべての家庭に訪問を実施(訪問率99.2%)した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、令和4年度より、子どもの誕生のお祝いとして、訪問時にベビーグッズの詰め合わせのプレゼントを実施している。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。
	4	産前・産後支援事業	(産前・産後支援子育て事業) 顔の見える信頼関係の構築からSOSを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつや重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える信頼関係を築くことでSOSを出しやすい関係の構築に努めた。それぞれの妊婦に応じた支援ができるよう、妊婦の現状を把握し必要な情報の提供を行った。 産前・産後ヘルパー派遣事業に加えて、令和4年度より産後ケア事業を実施しているが、令和5年度は産後ケア事業の利用者負担額を軽減し、より気軽に利用しやすいような料金体系へと変更した。
乳幼児期保健の推進	5	乳幼児健康支援事業	(離乳食指導事業) 生後5か月から1歳までの乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を実施する。	子育て相談のうち離乳食に関する相談は多いため、離乳食教室においても気軽に相談できる場を設けて対応している。 また、電話や訪問による相談対応も行き、個に応じた支援を行った。
	6	乳幼児健康支援事業	(乳幼児健康診査事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳児を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。	1歳6か月児健康診査の年度未受診率は100.9%及び3歳児健康診査の年度未受診率は99.8%となっている。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。
感染症の対策	7	小児感染症対策事業	(小児予防接種事業) 伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行う。	HPV9価ワクチンの定期接種化に伴い情報周知や勧奨を行っている。令和6年度については特にHPVワクチンのキャッチアップ接種の最終年度となっており、対象者へのより丁寧な周知が必要となってくる。それ以外も定期接種の対象年度終了過年の学年については勧奨はかきの送付等個別通知を行っており、適切な接種へとつながっている。
子育ての相談支援	8	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子相談・交流事業) 「1歳誕生広場」「2歳元気っこ広場」等を開催し、同年齢の子を育てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。	子育て中の親子の困り感に早期対応できるよう、親子遊びや情報交換の場を提供しながら相談に応じ、引き続き月齢に応じた事業を展開していく。また、LINEによる参加予約を開始したことにより、保護者が気軽に事業に申し込むことができるようになった。
乳幼児親子の交流推進	9	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業～つどいの広場でんでんむし事業～) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	予約・時間制限等なして利用が出来るようになり、利用者数が1.7倍に増加。乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施。子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。
	10	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニつどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実させる必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、おもちゃ講座、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。参加者数も新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、大幅に増加している。また、父親の事業への参加も増加しており、父親に対する子育て支援について検討していく必要もある。
	11	地域乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子交流事業～親子あそび事業～) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	事業の充実を目的に米多比児童館職員が中心となって共通プログラムを作成し、児童館・児童センターを巡回して実施した。 青柳児童センターの開館準備に伴い全体の実施回数が増えたこともあり、乳幼児参加者数は699人と令和5年度(957人)から減少した。 令和6年度からは、各児童センターで保育士資格を持つ職員を確保し、乳幼児事業を企画・運営できる体制を整える必要がある。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (2) 子育て力向上のための支援

家庭や地域における子育て機能の向上を図るため、相談体制や講座の充実に取り組み、子育て力向上に寄与することができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
食育の推進	1	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し食育の取組が増え、食生活改善推進会と連携した、こどもクッキングや親子クッキング、男性の料理教室等を開催した。 また、食生活改善推進会の自主活動として、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し「レシピ」を配信した。その他にも、花見小学校でのみそづくり体験やスタンドアローン事業に参加する中学生を対象に調理実習、小中学校での減塩パネルの展示などを行い、食育の推進を図った。 令和5年度より産学官の連携による「古賀式私の朝プロジェクト」が立ち上がり、朝食の摂取促進に向けた取組が始まった。 今後も関係課や関係機関等と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
家庭・地域教育の支援	2	家庭教育啓発事業	(リーバスカレッジ事業) 家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象に家庭教育講座や講演会を開催し、家庭の教育力向上を目指す。	リーバスカレッジで各種講座を開催し、学びの場、出会いの場、きっかけづくりの場の提供ができた。小中学校を経由した事業周知を実施したところ児童・生徒の申込者が増えた。今後もより効果的なPR方法を検討する必要がある。
育児力の向上	3	乳幼児親子交流・支援事業	(乳児母子支援講座事業～IPPOプログラム事業～) 2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビーマッサージやあやうた等の実技や参加者同士の交流を通じて、母子の愛着形成を図る。	IPPOプログラム事業を通じて、赤ちゃんとも母親が外出する機会をつくり、参加者同士のつながりの中で、体験的に子育てができるように支援した。事業終了後も、母親たちが自主的に交流する等、子育てを楽しんでいる状況がある。毎週1回、6週間連続で実施するため、母親や赤ちゃんが抱えている課題を早期に発見することができることから、支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行うことができた。父親の育児参加を促すため、父親を対象としたプログラムについて検討していく必要がある。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント（おはなし会、おすすめ本の貸出等）」、「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。 また、「文学講座」や「医療講座」を開催、幅広い内容で読書の楽しみを拡げる読書活動の推進を図った。
児童の権利擁護	5	家庭児童相談支援事業	(家庭児童相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	令和5年度より学校等への訪問回数を増やし、よりスムーズに情報共有を行うことができた。 年々相談件数が増加しており、更なる相談体制強化を図るため、令和6年度から「家庭児童相談室」「子育て世代包括支援センター」「青少年支援センター」を統合させた「子ども・若者相談室」を設置する。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (3) 子育て情報提供の充実

子育て世帯が知りたい情報がより簡単により確実に得られるように、効果的な情報提供に努めた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
子育て情報発信の充実	1	乳幼児親子交流・支援事業	(子育て情報発信事業) ホームページや広報を通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。	官民協働で子育て支援事業を1冊にまとめた「子育てBOOK」を発行した。妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時に説明し配布した。公共施設や子育てに関する施設への配架や、市公式LINEからも見るようにするなど積極的な周知に取り組んだ。今後もさまざまな手段で効果的な情報を提供していきたい。
	2	青少年育成活動推進事業	(青少年育成活動情報発信事業) 青少年育成事業の案内、報告等を掲載した子どものための情報誌「こがっち」の定期的な発行等による情報発信を行う。	計6回「こがっち」を発行し、小学生は小学校を通じて全員配布、中学生は教室掲示を行い、子どもたちに直接情報を届けた。また、ホームページやフェイスブック、LINEなど、多様な方法で情報発信に取り組んだ。



## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

子育て中の保護者が孤立しないよう、相談体制の強化や相談機関の周知に努めた。

支援が必要な児童に対して、様々な関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
児童の権利擁護	1	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・啓発事業) 小中学校の児童・生徒への啓発グッズの配布や、保護者へのチラシ配布、メール配信等を行い、家庭児童相談室などの相談先を周知する。	①のぼり旗を掲示（市内4か所） ②啓発用ちらしの配布（保育所（園）、幼稚園、小中学校の保護者へ配布） ③虐待予防啓発一斉メール （小中学校の保護者へ教育委員会より配信） ④虐待予防啓発記事一斉配信 （古賀市公式LINE・X・Facebookより配信） ⑤市内の医療機関にポスターの配布 ⑥児童虐待防止と「女性に対する暴力をなくす運動」推進のため人権センターとコラボ展示
	2	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・相談事業) 福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を検討する。	令和5年度より実務者会議の運営方法を変更し、学校訪問の回数を増やした。会議の負担軽減が図られ、訪問を行うことで情報共有がスムーズに行うことができた。相談件数は年々増加かつ複雑化しており、更なる相談体制の強化が必要である。
	3	児童権利擁護事業	(家庭児童相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	令和5年度より学校等への訪問回数を増やし、よりスムーズに情報共有を行うことができた。 年々相談件数が増加しており、更なる相談体制強化を図るため、令和6年度から「家庭児童相談室」「子育て世代包括支援センター」「青少年支援センター」を統合させた「子ども・若者相談室」を設置する。
子育て家庭の訪問支援	4	産前・産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業・養育支援家庭訪問事業) 養育支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師又は保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施（訪問率99.2%）した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。引き続き、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。
青少年の相談支援	5	青少年健全育成対策事業	(青少年相談事業) 青少年支援センターにおいて、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受けて切れ目ない支援を行っていくことで、悩みの軽減や課題の解決につなげていく。	青少年育成に関する悩み相談や不登校・引きこもり等へ、電話、メール、訪問（家庭訪問、登校支援）による継続的な相談対応や、市関係各課、学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携をばかり支援を行った。 青少年問題は、非行問題から不登校やいじめ、家庭問題等にシフトしており、家庭環境や親子関係、経済状況、個人の特性等さまざまな問題に起因するため、青少年支援センターだけでは対応できない内容も増加しており、子どもに関わる相談を一体的に行うことができる体制を整備する必要がある。
人権教育・啓発	6	人権意識向上事業	(人権教育事業・人権教育・啓発の推進事業) 福岡県人権・同和教育研究協議会、粕屋地区社会人権・同和教育担当者会において人権に関する調査研究や研修、情報交換を行い、古賀市における人権・同和教育や啓発事業の推進に資する。	研修会や講演会をはじめ、会議などに出席し情報収集・交換を行うことで、職員のスキル向上に繋がった。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。

発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
出産の支援	1	出産経済的支援事業	(助産施設入所管理事業) 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	相談は数件あったが、医療での出産、助産対象施設でない病院での出産等で、利用要件が合わずに利用に至らなかった。
乳幼児期保健の推進	2	乳幼児健康支援事業	(未熟児養育医療費用負担軽減事業) 乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	身体の発育が未熟のまま生まれた乳児に対する養育医療費を支給した。予期せぬ早産等で不安が募る申請者に対し、丁寧な手続き案内を行い、負担にならないスムーズな対応が必要である。令和5年度実績：12件(実数)
子育て世帯の経済的 支援	3	児童手当事業	(子育て世帯経済的支援事業・児童手当) 中学校終了前までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を支給する。	申請に対し、適正に児童手当を支給し、子育て世帯への経済的支援を行うことができた。 令和6年10月の児童手当の制度改正に合わせて、適正に対応する必要がある。
	4	幼児教育・保育支援事業	(私立幼稚園就園支援事業) 幼稚園に就園する保護者に対し、無償化相当額の給付を行うとともに、保護者の所得階層及び第3子以降の子どもが幼稚園に支払う給食費の一部を補助する。	幼児教育・保育無償化制度に適正に対応し、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
	5	幼児教育・保育支援事業	(多様な事業者の参入促進・能力活用事業) 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料を補助する。 (令和3年度からの事業)	対象者に補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。
	6	子ども医療事業	(子ども医療費用負担軽減事業) 対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。	保護者の経済的負担を軽減することができた。 子ども医療受給者数 9,646人 内訳：乳幼児(小学校就学前まで) 3,320人 (うち市費 83人) 子ども(小・中・高) 6,326人 (うち市費 1,827人) 令和5年10月より3歳以上就学前まで無償化対象を拡大した。
子育ての支援	7	保育サービス提供事業	(緊急時児童一時入所支援事業) 保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	令和5年度は、母のレスパイトや海外渡航等の事由でショートステイの利用があった。長期に及び保護の場合は、児童相談所の一時保護へつなぐなど、適正に対応できた。
就学の支援	8	就学援助事業	(特別支援教育就学奨励費支給事業) 特別支援教育が必要な児童・生徒の保護者に就学奨励費の支給をすることにより、経済的負担を軽減する。	古賀市立小中学校の特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。 今後も対象者へ漏れのない確実な周知を継続していく必要がある。
	9	就学援助事業	(就学援助事業) 経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、奨励費を支給する。	令和5年度も令和4年度に引き続き物価高騰対策として、就学援助の受給対象世帯を、世帯収入が生活保護基準額の1.3倍から1.5倍以内へと拡大した。その結果、43世帯74人の児童生徒が拡大枠での受給対象となった。また、古賀市外の国公立小中学校に在籍している児童生徒の保護者も収入要件に該当すれば就学援助の支給対象とした。
	10	修学・進学等支援事業	(中学生制服等再利用支援事業) 古賀市内の小中学校、または近隣の高等学校の制服で不要になったものを受け付け、制服を必要とされる人に無料でお渡しする。 制服リユースについて、広報等で周知する。	多くのメディアからの取材があり、利用される方が市内外から増加し、成果は高い。令和5年度から中学生制服のほか、書道バックのリユースも開始した。今後も市民ニーズに応えられるよう、随時在庫確認を行い、適正な管理を行い、必要な方の希望に添えるよう、今後も周知を継続していく。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。

発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
進学の支援	11	修学・進学等支援事業	(高等学校等進学費用負担軽減事業) 経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。	古賀市高等学校等入学支援金の支給により、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、生徒の自立と進学の促進を図り、自己実現を支援することができた。 古賀市高等学校等入学支援金及び公益財団法人福岡県奨学財団の奨学金の申請手続きについて、学校を通じて中学3年生の全保護者への周知を行った。 令和5年度には、令和6年1月1日から3月31日までに古賀市に転入した中学3年生がいる世帯に対し、市国民保護課を通じて高等学校入学支援金についての周知を行い、対象者への確実な周知を行った。
ひとり親家庭の自立 支援	12	児童扶養手当事業	(ひとり親家庭等経済的支援事業) 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
	13	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子寡婦福祉資金貸付事業) ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県女性相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。	冊子「福祉のしおり」や「子育てBOOK」に情報を掲載している。市広報、ホームページにおいても制度の周知を行った。貸付内容は修学資金、生活資金などである。 令和5年度は貸付者数は1名であり、国の給付型奨学金が実施されている影響も考えられた。
	14	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子家庭自立支援給付金事業) ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の一部を支給する。	ひとり親家庭等に対し、就職のための資格取得にかかる費用を支援することにより、就労による自立を促進し、生活の安定を図ることができた。令和5年度は、7名に高等職業訓練促進給付金を支給した。 冊子「福祉のしおり」や「子育てBOOK」、市広報やホームページにおいて周知を行った。
	15	ひとり親家庭等支援事業	(ひとり親家庭等日常生活支援事業) ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行う。	令和5年度より「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、対象者を広げた「子育て世帯訪問支援事業」と統合している。どのような支援が必要か事前に計画を作成して実施しているため、よりニーズに沿った支援を行うことができた。
	16	ひとり親家庭等支援事業	(ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業) ひとり親家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 ひとり親家庭等医療受給者数 1,083人
障がい者の生活支援	17	特別児童扶養手当事業	(障がい者経済的支援事業) 精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に事務処理を行い、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者への経済的支援を行うことができた。
	18	重度障がい者医療事業	(重度障がい者医療費用負担軽減事業) 対象となる重度障がい者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 重度障がい者医療受給者数 957人 (うち市費 57人)
	19	特別障がい者手当等給付事業	(障がい者経済的支援事業) 対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。	対象者へ手当や補助金等の交付を行い、障がいのある人がいる家庭への経済的支援ができた。
障がい者交流活動の 推進	20	障がいのある人の交流活動促進事業	(障がい者交流活動支援事業) 障がいのある人の社会参加の促進に資する団体を支援する。	障がい児(者)親の会は、令5年度も補助金の交付申請がなかった。
障がい者サービス給付	21	障がい福祉サービス等提供事業	(障がい者地域生活支援事業) さくらんぼキッズ(古賀市障がい者生活支援センター「咲」内)等において、障がい児等の一時的預かりを行う。	障がい児の一時的預かり事業を行うことで、保護者の子育て支援ができた。
障がい者の相談支援	22	障がい者相談支援事業	(障がい者相談事業) 障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家族等を対象とした相談支援を行う。また、身体・知的・精神障がい者福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行う。	「障がい当事者によるピアカウンセリング」及び、障がい者支援センター「咲」への相談については、近年相談者の実数に大きな変化はない状況であり、固定化が見受けられる。困ったときにいつでも相談できる体制は維持しており、障がいのある人やその家族に対し、必要な相談支援は行うことができていると考えるが、今後も継続して周知に努め、広く相談窓口を知らせていく必要がある。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

働き方や価値観が多様化するなか、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
子育ての支援	1	子育て応援事業	(子育て相互援助事業～ファミリー・サポート・センター事業～) 子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。	まかせて会員とおねがい会員のマッチングがしやすいように、講習会にて両会員の交流促進を図ったが、まかせて会員が少ない事が課題になっている。利用者のニーズも変化し、ファミリー・サポート・センター事業のあり方(コーディネート・フォローアップ研修等)を検討する必要がある。延べ利用回数は341回。
男女共同参画意識の向上	2	男女共同参画推進事業	(男女共同参画啓発事業) 男女がお互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。	男女共同参画に係る一行詩の募集等の呼び掛けを行うことや、セミナーの講師に木山氏(歌手)を招いたことで幅広い年齢層の市民の参加があり、市民への啓発につなげることができた。啓発事業3回 出前講座では、地域・企業からの依頼があり、対象者を絞った啓発につなげることができた。出前講座5回
就労の支援	3	職業紹介事業	(職業紹介事業) 古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し市民全体の就職決定率は減少(R4:66.4%→R5:55.5%)し、子育て中の世代と思われる20~40代の就職決定者数(R4:127人→R5:98人)も減少する結果となった。今後は勤務日数、勤務時間などにおいて、子育てがしやすい多様な働き方の選択が可能なる求人企業の確保に向けた情報収集や丁寧な相談対応等が必要である。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (3) 安心して外出できる環境の整備

子どもが安全に外で遊べる環境づくりのため、公園管理や道路網の整備に努めた。

また、地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域全体の防犯意識を高めるとともに、子どもや保護者が安心して外出できるまちづくりを推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
青少年問題の対策	1	青少年健全育成対策事業	(青少年有害環境浄化事業) 福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗立入調査や巡回活動など、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を実施する。	市内の対象施設であるコンビニエンスストア21ヶ所、携帯電話事業者3ヶ所、書店1ヶ所、古書店1ヶ所、インターネットカフェ1ヶ所を立ち入り調査し、適正な営業がなされていることが確認できた。
児童生徒の安全確保	2	学校運営事業	(小中学生安全情報配信事業) 「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等をメール配信する。	「学校安心メールシステム」の活用し不審者情報等を保護者に配信することで、児童生徒及び地域の安全を守るための情報発信をスピーディーに行うことができた。保護者の「学校安心メールシステム」の登録は任意であるが、学校からの通知や市からのイベント周知などにも活用することで、保護者の登録促進を図った。
交通安全の啓発	3	交通安全推進事業	(交通安全対策事業) 交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発を図る。	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意識啓発を図ることができた。 福岡県交通安全協会に依頼し市内8小学校の1、4年生を対象に交通安全教室を実施し児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。
防犯体制の充実	4	防犯対策事業	(安全安心まちづくり推進事業) 学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行う。	各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。 防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。 学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が行う自主防犯活動の実態把握に努めた。
公園の管理	5	公園管理事業	(公園管理) 安全・安心で、地域とともに維持管理がしやすい公園の確保をする。	遊具等公園内施設の定期点検結果に基づき、撤去・修繕・更新等を実施した。 地域からの要望等により、巨木化・過繁茂状態の植栽部に対し、伐採・間伐等を実施した。 遊具等公園内施設の老朽化に対しては、予防的措置を推進する必要がある。 巨木化・過繁茂し鬱蒼とした植栽部を、死角が無く行き交う人々の存在が感じられる、公園としてふさわしい安心・安全な空間にするために、伐採・間伐・下草刈等を推進する必要がある。
道路網の整備	6	道路改良事業	(道路舗装改良事業) 通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩行道路を整備する。	西鉄宮地岳線跡地については、翁汐入線道路改良工事を行い、歩道及び自転車レーンの整備を実施した。次年度以降も継続的に工事を実施する。 栗原・水上線については、用地測量を実施し、次年度は用地買収の予定。 後牟田・大池線については、自転車専用レーンを設置するとともに歩道改良工事を実施した。 高田・筵内線については、横断歩道の設置に併せて照明灯を整備した。 計画的に歩道等の整備を行い、子供たちが安全に通学できる環境を整備する必要がある。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き家庭の増加により一定の保育需要は継続しているなか、需要量と供給量のバランスを考慮し、適切な保育の提供体制の確保に努めた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業) 公立保育所の管理運営を行う。	適正に公立保育所の管理運営をすることができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では90人となった。
私立保育所保育	2	幼児教育・保育支援事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、事業運営費を支給する。	適正に事業運営費を支給し、事業補助金を支給することにより、円滑な保育園運営ができるよう支援することができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では90人となった。
	3	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	私立保育園等の教育・保育の充実を図ることができた。
	4	私立保育施設整備支援事業	(私立保育園整備支援事業) 私立保育園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	園舎の改修等に対し補助金を交付し、定員の増や児童の福祉の増進を図ることができた。
幼児教育の支援	5	私立幼稚園運営支援事業	(私立幼稚園運営支援事業) 私立幼稚園に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	幼稚園の幼児教育等の充実を図ることができた。
	6	認定こども園運営支援事業	(認定こども園運営支援事業) 認定こども園に対し、1号認定分及び預かり保育事業に対し運営費を支給する。	適正に事業運営費を支給することにより、円滑な認定こども園運営ができるよう支援することができた。
	7	認定こども園整備支援事業	(認定こども園整備支援事業) 認定こども園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	園舎の改修等に対し補助金を交付し、定員の増や児童の福祉の増進を図ることができた。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (2) 保育サービスの充実

適正な学童保育所の管理及びニーズに応じた保育サービスを提供することに努めた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
学童保育所保育	1	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・学童保育事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	学童保育所利用希望者の増加に対応するためクラブ数を増設し、待機児童ゼロを堅持することができた。 各学童保育所では施設の老朽化により年々修繕箇所が増えており、児童の安心・安全な居場所の確保のためには、計画的に施設の点検を行い必要な修繕等を実施する必要がある。
保育ニーズの対応	2	保育サービス提供事業	(延長保育事業) 就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う通常保育時間以降の保育ニーズに対応するために、通常保育時間を越えた時間に保育を実施する。	保護者の就労支援等のために適正な延長保育を提供することができた。また、保育士不足により一部縮小する園も発生している。
	3	保育サービス提供事業	(休日保育事業) 日曜日及び祝日に就労等により家庭で保育することができない場合に、久保保育園で保育を実施する。	日祝日に就労する保護者のために適正な休日保育を提供することができた。
	4	保育サービス提供事業	(病児保育事業) 保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に福岡東医療センター内「たんぼぼ」及びこども小児科クリニック内「ここん・こが」で保育を実施する。	病児保育のニーズに対応した保育を提供することができた。 令和5年4月より県内の病児保育の広域化及び無償化が開始されたことにより、利用者が増加したため、定員超過により希望者に病児保育を提供できないことがあった。
	5	保育サービス提供事業	(保育所一時預かり事業) 保護者の短時間労働や病気、出産、冠婚葬祭等、また心理的、肉体的負担の解消(リフレッシュ等)などで昼間一時的に保育できない場合に、市内4園で保育を実施する。	未就園児童の保護者のレスパイトや一時的な就労等により支援が必要な世帯にサービスを提供することができた。 また、保育士不足により一時中断する園も発生している。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置や、関係機関と連携して適切な対応することで、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図ることができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
私立保育所保育	2	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。保育士等の職員不足により、在園する全ての障がい児に対し、加配職員を配置できていない園も発生している。
幼児教育の支援	3	幼児教育・保育向上事業	(私立幼稚園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
学童保育所保育	4	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・要支援生徒加配事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	支援を必要とする児童に対し加配指導員を配置することで、安心して過ごすことができる放課後の居場所を確保し、適切な学童保育所の運営を行うことができた。
学習環境づくりの支援	5	多様な人的配置推進事業	(少人数指導推進事業) 講師を配置し、授業中における学習指導、学習支援を行う。	原則35人以下学級の実施のため、担任に充てた県の指導方法工夫改善教員にかわり、少人数学級対応講師を配置することで、少人数指導等によるきめ細かな学習指導や生活指導を実施し、学習環境や生活環境の充実を図ることができた。年度末に学校より報告を受け成果を検証し、必要に応じて指導方法等の工夫や改善を行っていく必要がある。講師の人材確保が課題であるが、小学校では令和7年度までに国の施策により35人以下学級が実現するため、今後は小学校の少人数学級対応講師の人数は減少するものと考えている。
	6	多様な人的配置推進事業	(小学校教育支援員配置事業) 小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学力の向上と学校生活の充実のための支援を行う。	新しい環境になじめず学習や集団生活に困っている児童の支援やきめ細かな指導等を行い、学校生活の環境を整えるとともに学級の健全化を図ることができた。令和2年度からは「小学校教育支援員」に名称変更し、引き続き事業を継続していく。年度末に学校より報告を受け成果を検証し、必要に応じて指導方法等の工夫や改善を行っていく。
学力の向上	7	学習支援アシスタント事業	(学習支援事業～学習支援アシスタント事業) 市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身につけていない児童生徒への支援を行う。	人数及び活用時間は、コロナ禍前と比べ減少しているが、学習支援等にポイントを絞った支援をお願いするなど、少ないながらも有効に活用をしていた。コロナ禍でアシスタントの任用を中止していた学校ではアシスタントとの関係が途切れてしまうことも懸念される。今後もアシスタントの確保が課題と考える。
不登校児童生徒の支援	8	教育相談事業	(不登校児童生徒学校生活適応支援事業) 小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター(あすなろ教室)に通級して、社会的自立を図る。	不登校児童生徒33名が教育支援センター「あすなろ教室」に入級した。玄海少年の家や(株)ビエトロ等の外部機関と連携した体験活動、家庭訪問による支援、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談支援等を実施し、入級した中学3年生全員が高校に進学できた。また、スクールカウンセラーが学校巡回相談を行い、早い段階からの支援・助言を行うことで不登校の未然防止を図った。今後も教育支援センターの機能強化を継続し、体験活動やICT環境等の充実を図り、増加傾向にある不登校児童生徒を支援する必要がある。



## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置や、関係機関と連携して適切な対応することで、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図ることができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
特別支援教育の推進	9	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業) 特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ(検査、行動観察)を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	各学校からの要請に応じて、特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、発達検査・面談・訪問支援を1,046回実施し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導について助言や情報提供を行った。 授業観察や保護者面等の丁寧な対応により、検査の必要性を見極め、検査が効果的に活用され、最適な支援へ繋げる必要がある。また、就学・進学に際し、関係機関等より連携し、スムーズな就学相談、支援に繋げる必要がある。
	10	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業～特別支援教育支援員配置事業～) 特別な教育的支援を要する児童生徒を支援するため、各小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進を図る。	特別支援学級に在籍する児童が通常学級において交流したり共同学習をする際等に支援を行う特別支援教育支援員を全小中学校に配置したことで、障がいのある児童生徒の支援につながったとともに、他の児童生徒の障がいの理解が促進された。支援を要する児童生徒及び特別支援学級数が増加傾向にあったことから、配置時間数の増加を検討する必要がある。
	11	特別支援教育推進事業	(通級指導教室事業) 言語及び発達障害等の通級指導教室を設置して、一部支援を要する児童生徒に対して、個に応じた指導を図る。	児童生徒115人が通級指導教室にて指導を受けた。一人ひとりのニーズに応じた学習内容を週1回程度実施するとともに、教員の資質向上を図るための研修を実施した。通級指導教室が設置されている拠点校まで保護者が送迎することが難しい児童の在籍校を巡回し、指導した。今後も、巡回指導を継続し、自校方式での設置を検討する必要がある。
外国語教育の促進	12	外国語教育促進事業	(外国語教育促進事業) 外国語指導助手(ALT)を各小中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	小中学校の英語授業にALT(外国語指導助手)を年間2,399時間派遣し、授業や校内行事等を通じて異文化への関心を高めたり、英語で自分の考えを伝え合うなどコミュニケーション能力の基礎を養ったり、多文化共生の考えを根付かせる機会をつくったりすることができた。 夏休み英会話教室に105人が参加し、英語による実践的コミュニケーション力の育成を図ることができたが、より多くの児童に外国の文化に触れる機会を提供できるよう事業内容の検討が必要である。
学校運営管理	13	多様な人的配置推進事業	(日本語対応支援事業) 日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。	必要に応じて講師の派遣・配置を行うことにより、安心して学べる教育環境の充実を図ることができている。 日本語指導の資格を持った講師の人材確保が課題である。
教職員指導力の向上	14	教職員指導力向上事業	(教職員研修活動支援事業) 教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。	市主催研修会について、内容を精査し、スクラップを行い、いじめ防止基本方針に基づきいじめの早期発見・早期対応・継続的指導を充実等させるため「生徒指導に関する研修」や基本方針人権尊重の視点に立った指導の在り方に関する「人権・同和教育研修」等、ニーズに応じた効果的な研修を年間24講座39回実施し、市雇用講師も含めた教職員の資質の向上を図った。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置や、関係機関と連携して適切な対応することで、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図ることができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
環境適応の支援	15	学校運営事業	(学級人間関係づくり支援事業) 市内全小学校の全学級で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を活用した調査を行い、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握する。各校・各学級で調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に活用する。	各校にて、いじめ問題への対策・対応に重点を置いた「学校生活・環境多面調査」等を、一人一台端末等を活用して取り組み、児童生徒の生活上や人間関係上の課題を明確にし、良好な人間関係づくりの取組を推進できた。 また、「いじめ防止対策推進委員会」と「いじめ問題対策連絡協議会」を合同で開催し、市内小中学校でのいじめの現状の共有や事例検討等を実施し、いじめの防止等に関係する機関等の連携を強化できた。
	新		(医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援) 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べるように、医療的ケアが必要な時間に看護師を派遣する。	「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒にケア内容に応じて適切に看護師を配置できた。
部活動の活性化	16	部活動活性化事業	(部活動指導等支援事業) 中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行う。	令和5年度からは地域部活動指導員を古賀北中学校陸上部と古賀東中学校吹奏楽部に配置し、専門的な指導が受けられるとともに、顧問をしていた教員の働き方改革にもつながった。 また、部活動の地域移行等について検討するため、古賀市部活動地域移行等検討委員会を立ち上げ、今後の古賀市立中学校の部活動の地域移行等に向けて協議を行った。 部活動の地域移行は、教員の働き方改革を推進することにもなるが、部活動が子ども達にとっては自主的・自発的に参加する多様な学びの場でもあることから、多様な意見を聞きながら進めていくことが必要である。
進学支援	17	高等学校等中途退学問題対策事業	(高等学校等中途退学問題対策事業) 高等学校等中途退学問題調査研究会議(年2回)を開催し、高等学校等中途退学者の退学理由や退学後の状況、学校の対応について情報共有するとともに、中途退学防止に向けた取組について協議し、進路の保障に資する。	高等学校等中途退学問題調査研究会議を9月14日と2月16日の2回開催し、小学校・中学校・高等学校が連携し進路保障の具現化を図ることにつながった。
	18	学校運営協議会事務	(コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)) 学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として教育活動を支援する。	地域の住民及び保護者等が、目標を共有し、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校と地域の風土の醸成につながっている。

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

「地域総ぐるみ」での子育て支援に向け、個人や地域団体等の活動を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
乳幼児親子の交流推進	1	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニつどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実させる必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、おもちゃ講座、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。参加者数も新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、大幅に増加している。また、父親の事業への参加も増加しており、父親に対する子育て支援について検討していく必要もある。
子育ての支援	2	子育て応援事業	(子育て応援サポーター活動推進事業) 地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、母子保健事業、子育て支援事業及び訪問活動等が感染症流行前と同様に実施されるようになり、引き続き地域と市が一体となって子育て世帯の支援を実施した。サポーター養成は広報等で周知を行い、年2回の養成講座の実施はしているが、課題としては地域によってサポーターの数にばらつきがあるため、地域での活動につながるよう今後検討していく。
読書活動の促進	3	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・読書ボランティア講座) 読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。	ボランティア団体との調整がつかない等で研修等が実施できなかった。
	4	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・地域文庫活動支援事業) 地域の読書活動の活性化のため、市内6か所の公民館・集会所を拠点として活動している地域文庫の活動支援を行う。	ボランティア活動支援助成事業の案内や研修会・講演会等の情報提供を行った。
青少年育成活動の支援	5	青少年育成活動推進事業	(青少年育成活動推進事業) 市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿は3校区で実施することができ、また実施日数も伸びたことにより、参加児童数は合計58人と、大幅に伸びた。寺子屋は2校区から3校区に増え、また内容の充実や実施日数が増えたことにより、参加児童数は269人と大幅に伸びた。
地域コミュニティ活動の推進	6	コミュニティ活動推進事業	(校区コミュニティ活動支援事業) 校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	校区コミュニティ会議にまちづくり推進課職員が出席するなど、校区コミュニティ間の交流や情報交換の支援を通じ、校区コミュニティの主体的な運営を支援した。また、コミュニティ活動補助金により財政的な支援を実施し、活動の充実を図ることができた。 令和4年度から実施している、「地域づくりサポート制度」では、自治会ごとに違う実情・課題に合せた取組を支援し、参加者からは概ね好評であった。しかしながら、地域コミュニティは、高齢化や自治会離れ、役員不足等の課題もあり、今後も、ソフト面・財政面の総合的な自治会支援を行うことが必要である。
	7	コミュニティ活動推進事業	(自治会活動支援事業) 自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	平成31年度から開始した交付金制度により、それまでの自治会を対象とした複数の補助金等をつまみこみ、統合型交付金として交付することで、地域の補助金申請にかかる手続きを一括化・簡略化し、自治会の負担軽減且つ地域のコミュニティ活動の推進を支援することができた。 交付金制度となったことにより、各自治会長からは負担軽減できたことと好評を得ているが、今後もさらに自治会活動を支援する制度となるよう研究を行う必要がある。
市民活動の支援	8	コミュニティ活動推進事業	(市民活動拠点管理事業) 市民活動に関する相談及び情報提供や市民活動団体の交流促進を行うことにより、子どもの健全育成を図る活動を支援する。	団体の構成員の高齢化等により、登録を休止する団体があり、登録団体は減少している。団体数以上に支援の質の向上や団体同士のつながりづくり、団体の終活支援も課題である。 令和5年度については、コロナ禍の影響からの回復も見られ、来所での相談や施設利用が戻っており、より充実した活動ができたと思われる。
高齢者生きがいの支援	9	介護予防関連施設管理事業	(高齢者生きがいづくり支援センター(えんがわ)管理) 古賀東小内の「えんがわ」を拠点に、紙芝居などを通じて世代間交流を図る。	60歳以上の高齢者の創作や趣味、レクリエーション、世代間交流等を行うグループに、活動の場所を提供しているが、令和5年度も1団体のみ利用となっている。今後、施設の活用について検討する必要がある。
	10	介護予防関連施設管理事業	(介護予防・生きがいづくり支援(ちゃんちゃん)事業) 中学生対象の職業体験や福祉体験を通じて、高齢者の能力や経験を伝える場を提供する。	60歳以上の高齢者の介護予防や生きがい活動、健康の保持増進、世代間の交流等を支援している。令和5年度も地域包括支援センターとの連携などにより多くの利用者獲得につなげられたものの、利用者の高齢化・健康状態の悪化により新規登録者を上回る登録終了者数となり、利用者数の目標達成率は92.4%であった。引き続き、地域包括支援センターとの連携やプログラムの工夫により、利用者の増加に繋げていきたい。

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

世代間交流等を通じて、子どもが体験や活動を通じ「生きる力」を育める取組を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和5年度成果と課題
青少年活動の支援	1	青少年育成活動推進事業	(青少年生活体験支援事業・通学合宿事業) 地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊（地域の公民館等）を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成する。 また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高める。	令和4年度は1校区のみの実施だったが、令和5年度は3校区で実施することができ、また実施日数も伸びたことにより、参加児童数は合計58人と大幅に伸びた。 通学合宿や寺子屋等については、現在の活動者に対する支援だけでなく、周囲の人々の理解や協力が広がるよう、事業の内容や意義について理解してもらおう働きかけを続ける必要がある。
	2	青少年育成活動推進事業	(地域青少年体験活動支援事業) 寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。	実施箇所が2校区から3校区に増え、また内容の充実や実施日数が増えたことにより、参加児童数は269人と大幅に伸びた。 通学合宿や寺子屋等については、現在の活動者に対する支援だけでなく、周囲の人々の理解や協力が広がるよう、事業の内容や意義について理解してもらおう働きかけを続ける必要がある。
青少年活動の推進	3	青少年育成活動推進事業	(青少年体験活動推進事業・子どもわくわくフェスタ事業) 青少年育成団体が集まり、子どもの体験の場を設けフェスタを開催することで、青少年健全育成と団体の連携を深める。	4年ぶりに午後までの開催・飲食出店ありといった、コロナ禍以前の形態で実施することができ、合計27団体が参加して、子どもたちにさまざまな体験活動や活動発表の場を創出した。 活動発表団体が減少傾向にあるため、もっと多くの団体に参加してもらえよう働きかけていく必要がある。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント（おはなし会、おすすめ本の貸出等）」、「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。 また、「文学講座」や「医療講座」を開催、幅広い内容で読書の楽しさを広げる読書活動の推進を図った。
高齢者在宅生活支援	5	認知症見守り促進事業	(認知症サポーター養成事業) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症の人やその介護者を地域全体で見守り、支援するため、市民向け認知症サポーター養成講座のほか、小中学生向けの認知症ジュニアサポーター養成講座を行う。	市内8小学校5年生向けにサポーター養成講座を実施した。市内3中学校の1年生向けに認知症VR体験講座を開催し、いずれも認知症に関する理解を深める機会となった。 認知症基本法が制定され、認知症本人の気持ちに寄り添う支援方法が示されたことを受け、今後の講座内容を見直す必要がある。